

## 計量法施行令等の一部を改正する政令案要綱

### 第一 計量法施行令の一部改正

一 自動はかりのうち「目量が十ミリグラム以上であつて、目盛標識の数が百以上のもの」を特定計量器として規定すること。  
(第一条関係)

二 自動捕捉式はかりのうち「ひょう量が五キログラム以下のもの」以外を使用の制限の特例に係る特定計量器として規定すること。  
(第一条関係)

### 第二 計量法関係手数料令の一部改正

一 自動捕捉式はかりについて、使用の制限の特例となる範囲を改正することに伴い、検定に係る手数料の額の区分を改定すること。  
(第二条関係)

二 騒音計に係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、その検定及び型式承認に係る手数料の額を改定すること。  
(第二条関係)

### 第三 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

自動捕捉式はかりの使用の制限の開始日について、二年延期すること。  
(第三条関係)

#### 第四 附則

一 この政令は、令和三年八月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(附則第二項関係)